9　貨物船安全構造証書中「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

この証書の根拠となる検査が完了した日……

10　貨物船安全設備証書中、2.6の次に2.7及び2.8として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

2.7　この船舶については、上記の条約第２－２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。４）

2.8　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。４）

４）　該当しないものを抹消すること。

11　貨物船安全設備証書中「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

この証書の根拠となる検査が完了した日……

12　貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式E）中、2の表の9を削り、10、10.1及び10.2をそれぞれ、9、9.1及び9.2に繰り下げる。（平成十八年七月一日効力発生）

13　貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式E）中、2の表の9.1を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

9.1　捜索救助位置表示装置の数

9.1.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）

9.1.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ－ＳＡＲＴ）

14　貨物船安全設備証書のための設備の記録（様式E）中、3を次のように改める。（平成十八年七月一日及び平成二十年七月一日効力発生）

3　航海設備の詳細

設　　備	実際の措置
1.1　標準磁気コンパス[1]	……
1.2　予備磁気コンパス[1]	……
1.3　ジャイロ・コンパス[1]	……
1.4　ジャイロ・コンパス針路リピータ[1]	……
1.5　ジャイロ・コンパス方角リピータ[1]	……
1.6　船首方位制御装置又は自動航路保持装置[1]	……
1.7　ダムカード又はコンパス方角装置[1]	……
1.8　針路及び方角修正方法	……
1.9　船首方位伝達装置（ＴＨＤ）[1]	……
2.1　海図又は電子海図情報表示装置（ＥＣＤＩＳ）[2]	……
2.2　ＥＣＤＩＳの後援装置	……
2.3　航海用刊行物	……
2.4　電子航海用刊行物の後援装置	……
3.1　全世界的衛星航法システム又は全地上系無線航法システムの受信機[1][3]	……
3.2　９ギガヘルツレーダー[1]	……
3.3　第２レーダー（３ギガヘルツ又は９ギガヘルツ[3]）[1]	……
3.4　自動衝突予防援助装置（ＡＲＰＡ）[1]	……
3.5　自動航跡装置[1]	……
3.6　第２自動航跡装置[1]	……
3.7　電子的プロット支援装置[1]	……
4.1　船舶自動識別装置（ＡＩＳ）	……
4.2　船舶長距離識別追跡装置	……
5.1　航海データ記録装置（ＶＤＲ）[2]	……
5.2　簡易型航海情報記録装置（Ｓ－ＶＤＲ）[2]	……
6.1　船速距離計（対水）[1]	……
6.2　船速距離計（船首尾方向の対地）[1]	……
6.3　測深装置[1]	……
7.1　舵角、プロペラ回転数、推力、ピッチ及び操作モード表示器[1]	……
7.2　回頭角速度表示器[1]	……
8　音響受信機[1]	……
9　非常操舵場所電話[1]	……
10　昼間信号燈[1]	……
11　レーダー反射器[1]	……
12　国際信号コード	……
13　国際航海海上捜索救助手引書第３巻	……

1）この要件に合致する代替手段は、第５章第19規則の下で許可される。他の手段の場合には、逐一明記しなければならない。

2）該当しないものを抹消すること。

15　貨物船安全無線証書中「この証書は、……まで効力を有する。」の次に、次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

この証書の根拠となる検査が完了した日……

16　貨物船安全無線証書のための設備の記録（様式R）中、2の表の6を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

6　船舶の捜索救助位置表示装置

6.1　レーダー・捜索救助トランスポンダー（ＳＡＲＴ）

6.2　ＡＩＳ捜索救助用位置指示送信装置（ＡＩＳ－ＳＡＲＴ）

17　貨物船安全証書中、2.10の次に2.11及び2.12として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

2.11　この船舶については、上記の条約第２－２章第17規則の規定に従つて代替的な設計及び配置を行つたこと／行わなかつたこと。４）

2.12　火災安全のための代替的な設計及び配置の承認の文書がこの証書に付されていること／付されていないこと。４）

４）　該当しないものを抹消すること。